

第 19 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 19 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成 22 年 2 月 12 日(金) 14：58 ～ 17：05

会場：農林水産省 7 階 講 堂

議 事 次 第

- 1．開 会
- 2．「農」を支える多様な連携軸の構築
- 3．これまでの企画部会における意見及び指摘事項
- 4．その他
- 5．閉 会

鈴木部会長 それでは、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第 19 回の企画部会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の出席委員は、私を含めまして 10 名でございます。それから、本日の企画部会は公開されておりまして、一般公募や報道関係の傍聴の方々が 60 名ほどお見えでございます。本日の予定は 17 時までということを考えております。委員の皆様にはいつもどおり忌憚のない活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の 1 つ目の議題は、「農」を支える多様な連携軸の構築ということでございます。本日は佐々木政務官にご出席いただいておりますので、まず「農」を支える多様な連携軸の構築につきましての基本的な考え方を佐々木政務官からご説明いただきたいと思います。では、政務官、よろしくお願い申し上げます。

佐々木政務官 皆様大変ご苦労さまでございます。今、お話がありましたように、もう 19 回目を数えてございますので、皆さん方大変活発なご論議をいただいておりますことに、お礼を申し上げたいというふうに思います。

今さら申し上げるまでもありませんが、食料・農業・農村基本計画でありますので、まさにこの 3 つがこの計画の柱でございます。農業については、言うまでもなく自給率の向上ということで、私も出席をさせていただきました。その 1 つの対策、政策として、戸別所得補償制度のモデル事業を本年度から実施をするということになってございます。2 つ目は農村であります。これは今日のテーマにも大きくかかわりますが、多面的な機能、あるいは六次産業化などということについて、今我々としても検討をさせていただいているところであります。3 つ目は食料であります。食料生産をする立場で、国民への責任、安心、安全をどう果たしていくかということになろうかというふうに思います。これまでも委員の皆さん方から様々なご意見をいただいております。その分野横断的な事項の一つとして、国民が農業・農村の現状や多面的機能に関心を持ち、自らの問題としてとらえるようにすべきではないか。あるいはまた農業・農村の現場で起こっている新たな取組を積極的に紹介すべきではないかなどと、たくさんのご意見をいただいているところでございます。

また、これまでの農業・農村とかかわりの薄かった方々が新たに農とのかかわり、あるいは農業・農村を活性化していくというような姿が見られているわけでありまして、我々としてもこのような明るい動きを広げていくことも基本計画の重要な役割と認識をしているところでございます。

これまでの基本計画にはなかったテーマではございますが、農を支える多様な連携軸の構築というものを取り上げ、様々な取組事例を紹介する中で、どのような課題を抱えているかを整理いたしましたので、後ほど説明をしていただきますが、ご論議をお願い申し上げて、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

鈴木部会長 佐々木政務官、どうもありがとうございました。

それでは、カメラの方はここでご退席をお願いいたします。

続きまして、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

大臣官房参事官 大臣官房参事官、オオウラです。よろしくをお願いいたします。

お配りしております資料の1「農」を支える多様な連携軸の構築に基づきまして、かいつまんでご説明申し上げます。

おあげいただきまして目次は飛ばしますが、1ページでございます。農業・農村を支える「絆」づくりの必要性ということで、上の箱の最初の にありますけれども、農業が有する食料の安定供給機能や多面的機能は、国民全体が直接的・間接的にその利益を受ける一方、こうした機能は消費者を初めとする様々な主体が農業・農村を支えてこそ初めて発揮されるというように位置付けられると思います。

下の図で、農業・農村を支えることで得られる「3つの安心」といたしまして、地方の安心、都市の安心、それから国土・環境の安心というのを紹介させていただいております。さらに下の方ですけれども、農業・農村を支える「絆」が都市を含む国民全体の様々な安心をもたらすというように、まずは必要性を整理させていただいております。

あけていただきまして、2ページでございます。これまで農林水産省におきましては、これまでも連携を推進する施策ということで取り組んできたところでございます。それを簡単にまとめたのがこの図でございますけれども、まず農と他産業との連携ということでございますれば、例えば農商工連携という施策に取り組んできたところでございます。また、その下の方ですが、農と研究機関なり、普及センターとの連携ということでございま

すれば、これは農業経営の多角化なり複合化の推進にそれらのノウハウを活用してきたということでございます。

また、地域住民・都市住民との連携ということでは、これはグリーン・ツーリズムなり、体験農業、市民農園といった施策に取り組んでまいりましたし、消費者との連携でありますれば、地産地消の取組というのを進めてきたということございまして、これまでも取り組んできたところでありますということで、この2ページは整理させていただいております。

その次の3ページでございますが、他方で、最近「農」を支える新たな連携の動きが起こってきているというのが3ページ以降に整理したところでございます。まず1番目は、消費者が生産者を支える動きということでございます。左上の方に消費者と生産者のCSAということ掲げてございます。CSAの説明は後ほど出てまいります。このメノビレッジ長沼は、北海道でございます、CSAで有名なところでございまして、札幌近郊の80世帯ぐらいの会員の方々が会員になって、年会費大体3万7,000円ぐらいを支払って、決まった曜日に10から20の野菜を受け取るというような取組をされているということでございます。

その下の方には、生物多様性を保全する農家を米穀店が支援するというので、無農薬、無化学肥料の米を1キログラム売れるごとに8円を積み立てる基金を東京、神奈川、埼玉など9つの米穀店が積み立てを創設して、ライスエイトアクションという名前になってございますけれども、これでこうした生産者を支えるという取組でございます。

右上の方ですが、これはJA江刺がリンゴサポーター制度をつくったということで、サポーターの方から年会費4、5,000円を募って江刺のリンゴを応援するという取組を進めているというようなことをこのページで紹介させていただいております。

あけていただきまして4ページでございます。以下事例が続きますが、ここは消費者と生産者が連携して生産者を支えるという動きはこれまでも生協さんが随分熱心に取り組んでおられましたので、生協さんの活動を掲げたものでございます。岡山コープさんは卵1パックについて1円の募金を上乗せして販売しているとか、コープ鹿児島では牛乳1本当たり2円を支援金として送っているとか、新潟県の生協では牛乳1本当たり1円を支援金として酪農家に還元しているという取組を整理してございます。

その下は土づくり等に取り組む生協ということで、東都生協では土づくり基金として6

億円以上がこれまでたい肥場の建設などに使われてきていて生産者を支援しているというように紹介してございます。右の上の方では、これは有機農業野菜を届ける生協ということで、熊本にあります生協でございますけれども、ここは生産者が組合員でもあるということで、農薬を使わない農産物を届ける活動を展開しているということで、価格は生産者の希望のもとに決められて、豊作、不作にかかわらず一定というような取組がされているということでございます。

そして、5ページが先ほど申し上げましたC S Aの概要でございます。地域支援型農業と呼ばれております。その仕組みが図に書いてございますけれども、左側に生産者のメリット、これは代金前払いによって経営が安定して計画的な営農が可能となるとか、あるいは消費者との信頼関係の構築ができるというようなことでございます。消費者のメリットといたしましては、新鮮な有機農産物などを安定的に購入が可能になるとか、あるいはいろいろな体験ができるとか、生産者との目に見える信頼関係が構築できるというようなところがメリットでございます。

その下の方に鳴子の米プロジェクトというのを紹介してございます。鳴子の温泉旅館の方々などが地元産のお米、ゆきむすび、これをかなり高い価格で買っている。途中でN P O法人が絡んでいまして、そこがマッチング機能を果たしている、その事務経費も若干使われるわけですが、N P O法人自体もボランティア活動を行っていて、米生産者には最終的には1俵当たり1万 8,000 円という定額で、かなり高い価格で米が買い支えられているという取組をこの地域は実践しているということを紹介させていただいております。

あけていただきまして6ページでございます。この「農」を支える新たな連携の取組の中で最も多いのが耕作放棄地解消に向けたN P Oなり企業などとの連携の活動でございます。それを紹介してございます。山梨県の北杜市にありますN P O法人「えがおをつなげて」というところでございますが、ここは企業と連携しながら耕作放棄地 650 ヘクタールの活用を目指しているという取組をしているところでございまして、下の方に、三菱地所の方が実際に社員の方が農場に入っているということを紹介してございます。

その下は、若者定住で中山間地を再生するというところで、豊田市が東京大学なり民間会社と連携しながら、全国から募集した若者を中山間地に定住させるというプロジェクトでございます。若者 10 人が民間会社の正社員、3年間で月給 15 万円をもらって担って耕作

放棄地を借りて無農薬野菜を栽培していて定住促進をしているという取組をしているということでございます。右の方では、クボタという農機のメーカーが全国農業会議所と連携しながら、耕作放棄地再生支援をしているということ、21年度は21件27カ所の実績があるということでございます。

次は7ページでございます、「農」を支える新たな連携の4つ目は、今度は六次産業化に向けた多様な連携ということを紹介してございます。左上が地場産麦の生産拡大ということで、栃木県の小麦を応援する「麦わらぼうしの会」の例でございます。JAなり、地元の行政なり、二次加工業者、流通業者の方々が、地場産の麦を商品化するノウハウを持ち寄って商品を開発して、下の方に書いてございます実績を上げているということで、小麦の生産者が支援されているという例でございます。そして、その下はホームセンターのコメリさん、これは普及指導センターのOBや農協のOBをアドバイザーとして雇用して、農業生産者の経営の支援をしているという例でございます。そして、その右上でございますが、旭市の牧場が、経営多角化のためにジェラードを製造した。そのジェラード製造には普及指導センターなり事業者のノウハウの協力があって、技術の習得を重ねて非常に品質良いたくさんの種類のジェラードを発売して、かなりの実績を上げているという例を紹介してございます。

そしてまた、めくっていただきまして次が8ページでございます。8ページが地域資源を活用した新たな連携の試みということでございまして、左右に載っていますけれども、左の方が社会福祉協議会や高校と連携した例でございます、ニンニクの香川県琴平町の例でございます。ここは障害者施設であります社会福祉協議会と連携いたしまして、その労働力提供の申し入れを受けまして、あるいは高校もデザインで協力をしているということで、ニンニクを商品化して売り出している、その結果によって生産者が支援されているという例を紹介してございます。

右の方はオーストラリアのエミューを地元引っ張ってきて、これは東京農業大学の網走校舎の例でございますけれども、地域の資源としてエミューを活用しているということで、エミューを使用したカレーや寿司、それから化粧品などを売っているということ、またさらにはエミューの牧場が触れ合い牧場として動物園みたいな形で利用されているということで、地域に定着しているということでございます。

9ページはそれをさらに飛び越えて、農業・農村を応援しようとする多様な取組の紹介

をさせていただいております。まずはノギヤルということが去年ブームになりましたけれども、ノギヤルの取組の紹介とか、シブヤ米がこういうパッケージですということを紹介してございます。それから、右の方では緑提灯の例ですとか、左下ではJリーグチーム、浦和レッズやコンサドーレ札幌での取組というのを紹介してございます。

そして早稲田大学、これは農学物がない大学でございますが、その農学部のない大学であっても学生を農村の現場に派遣していろいろ触れ合いをさせて、お手伝いもさせていただく。このような取組をしているという例を紹介させていただいております。

10 ページ目は、地域や住民が協働しながら「農」を支える取組の紹介でございます。右の方の例だけで紹介申し上げますけれども、これは藤沢炒麺の例でございます。生産者の方々はさがみ地粉の会とか、野菜畜産の農家の方々でありますけれども、この方々が自分の取れた農産物の売り先がなかなか見つからないということで、NPO法人地域魅力というところがありますが、そこがマッチング機能を果たして、地域の産業者であります製粉・製麺業とか、商店、観光に物を売るというコーディネート機能を果たしているということで、このNPO法人に対しては藤沢市が協働事業協定を結んで事業費の一部を藤沢市が助成しているというような取組がなされていますけれども、また、藤沢市は援農ボランティアを募集して主に生産者を支援するという取組もしております。その結果消費者に製品を売っている。それが藤沢炒麺ということでございますが、こうした取組の結果、藤沢市にとってはシテイプロモーションということにもなりますし、生産者にとってみれば、もちろん物が売れるし、遊休農地の解消にもなる。また、地域産業にとってみれば地元の産業、商店の活性化にもなる。それから消費者にとってみれば顔の見える関係が築ける。安心・安全というような、いろいろな方々にメリットがもたらされる取組ということで紹介させていただきました。

以上、事例が続きましたが、これらの連携は事例の段階でとどまっております。点的なものでございます。これを面的に広げていっていただきたいということで、何かの支援ができないかということが11 ページ以下でございます。まず、当面の取組の例として6つほど紹介させていただいておりますけれども、まずは今申し上げましたような地域食材を使った食文化の支援ということで、真ん中辺にありますように、地域の食材を利用した創作料理の開発をするのに何か支援をしていこうではないかとか。あるいは、米粉の利用促進というのは戸別所得補償制度のもとでも非常に重要な施策ですから引き続きやっ

くということですか、フード・アクション・ニッポンも、国産農産物の需要拡大の行動を促す事業者、生産者のネットワークの強化という点でこれも重要ですから、これもまた推進していくということですか、消費者への情報の提供促進ということに関しましては、これは食品の安全性等に関して関係府省と連携しながら、消費者に分かりやすい適正な情報を提供していくということもやっていかなければいけない。また、農商工連携の活動では、コーディネーターバンクの充実など、アドバイスを行う人材を確保するとか、マッチングの機会をさらにふやしていくという取組が大事になってくるということでございます。

3つ目が、これは田舎で働きたいということでございますけれども、都市部の人材の確保・育成による地域活性化ということで、田舎で働いている人たちを実際に支援するために、大学なり、いろいろな方々と連携をしていってサポートする体制を引き続きつくっていくことが必要だということでございます。

そして、12 ページがその、今まさに取り組まれている取組の一つの例でございますけれども、国産ポイント制というのを取り上げてございます。この企画部会でも何度かエコポイント制についてご指摘いただきました。エコポイントそのものではありませんけれども、私ども似たような取組として、この国産ポイントの仕組みというのを今実証的に行っていて、もうじき本格実施になりますけれども、左のような仕組みのもとで実証実験がフード・アクション・ニッポンの枠組みのもとで行われていて、3つのフェアを行っていて、100 店程度の店舗にて5万人が参加の見込みということでございまして、本格実施がもうじきということでございます。

そして、13 ページは、それをさらに飛び越えて、連携軸の構築を推進する上での今後の新たに対応すべき取組ということを書いてございます。

ざっと飛ばしましたが、この事例は全部で今までご説明申し上げたのと説明していないのも含めて三十いくつか載ってございますけれども、その三十いくつかの事例の半分程度は私どものスタッフが実際に現場に出向いていろいろなお話を伺ってきております。また、行けていないところについては電話でいろいろとお話をお聞きして取材かたがたいいろいろなことを教えていただいています。皆さんにどんなことが課題ですかとお聞きすると、かえってくる答えが多かったのが、認知度が低いという1番目でございます。なかなか自分たちの取組が知られていかないということで、広がりを持たない、広がっていかないと

というようなことを上げられる方が多かったです。対応方法といたしましては、対応例でございますけれども、こうした取組があるのだということを、事例を収集して、そしてその先導的取組とか成功例という形で優良事例としてPRしていくというようなことがまずは大事な取組なのではないかと考えられるということでございます。

また、2つ目には、連携のきっかけが少ないので、なかなか自分たちが希望する連携の相手先がどこにいるかというのを探しにくいというようなことを上げられる方も多かったということでございまして、これはマッチングの機会をふやしていくとか、あるいは連携の仲立ちをしてくれるようなコーディネーターの育成・確保ということですか、あるいは国の職員を現場にどんどん派遣して積極的に貢献するというような取組が考えられるということでございます。

3つ目の連携の立ち上げのリスクということでございますけれども、なかなか事業ベースに乗るためには少なくとも当初、あるいは期間中も、いろいろなリスクなりコストを伴うということでございまして、これが連携が長続きしない理由にもなっているということでございます。いきなり何か直接的な支援というふうになかなかなりにくいわけですから、まずは多様な事例を調査して、活動の制約になっている問題点を把握する。そして、この連携の取組が広がりを持つようになってきた段階で課題等を整理して、どのような施策が考えられるかを検討していきたいというように整理してございます。

私からの説明は以上でございます。

鈴木部会長 それでは、この課題につきまして皆様でご議論いただきたいと思います。審議の進め方につきましては、いつものように三、四人ぐらいの委員の皆様からご発言をいただいた後、そこで一区切りさせていただいて、政策に関する省の見解につきましては佐々木政務官からコメントをいただきまして、事実関係につきましては事務局から説明させていただく形にしたいと思います。それでは、どの切り口でも、どなたからでも構いませんので、ご発言いただければと思います。

松本委員 この「農」を支える多様な連携軸の構築という、このテーマはこれでいいのですけれども、また、これまで議論をさせていただいたテーマはそれとして、いろいろ新しい切り口とか、問題意識とか、そういうことでやってきたということで、それなりに意見も言わせてもらったのですが、その前に、今日別添資料2というのが置いてあります。この間の当企画部会でのあらかたの議論について整理はいただいております。実は、当方

の事務方が先だって国会の予算委員会を拝聴しておりまして、政務官もおられますのであれなのですが、野党の委員から大臣に、人対策の問題で、担い手とか、あるいは集落営農とか、その観点での検討なりを当企画部会ではやっているのかというような趣旨のご発言だったというふうに仄聞しているのですけれども、これに対して大臣からご答弁で、いやいや企画部会でそういう大変重要なことであるから検討を願う予定であるということをご答弁なさったというふうに報告があったのです。つらつら考えてみますと、待てよと。私も思い出しますと昨年の10月21日でございますが、新政権の再開本企画部会の冒頭にそういう観点でのご質問を申し上げたという経過が思い出されました。今日ご出席の総括審議官もそのときおられまして、いやいや基本計画の改定見直しはまさに裏腹の関係で、そうした担い手なのか、あるいは経営体なのか分かりませんが、日本の農業構造展望とか、こういう観点は当然議論をすべき、あるいは検討すべきテーマであるので、それは決して忘れるはずはないと、こうはっきりおっしゃったのをよく覚えておるのです。あれから半年なのですけれども、このあたりを農林水産省としてはどのように臨むのか。3月いっぱいには基本計画は策定するのだと、こういう強いご決意は伝わってくるのでありますけれども、そのあたりについて、パーツ、パーツではこれまでも資料では問題意識をご提示いただいたというふうに承知しておるのですけれども、トータル的な議論とかそういうものはどういうふうな観点になるのか。参画している一委員の責務として、いささか心配になっておりますので、そういう点についてご説明なり、お話しただけならというのが、本テーマとはちょっと違うのですけれども、お願い申し上げます。

鈴木部会長 2番目の議題のところでのあたりの話も出てくるとは考えておったのですが、最初にこの点についてご発言がありましたので、この点についてほかの委員からも関連してもしあればご意見をいただいた後、政務官から少しコメントをいただこうかと思っております。藤岡委員、どうぞ。

藤岡委員 今、松本委員から大方の意見は出ました。私も若干それと似たような感じですが。今回の見直しに当たって、先ほど政務官から話があったように自給率の問題、あるいは六次産業化、食の安全・安心、この辺のところは議論もしたし、何ら異論があるわけではありません。先ほど松本委員からもありましたように、5年後、10年後の日本農業の姿、5年後にはどうなっているのかという点で考えたときに、確かに今の戸別所得補償、これは対策として恐らく多くの農家が異論はないのだと思います。しかし、それだけで果

たして5年後、10年後の日本農業の姿というのが描けているのかというのが、いささか疑問があるのです。

というのは、今日の「農」を支える多様な連携軸というところにも関係してくると思いますが、農村を形成しているのは必ずしも専業農家とか、あるいは担い手、農業法人、それだけではなくて、兼業農家も含めて多様な人がかかわっている。それは私も認めるところですが、しかし、将来、5年後、10年後、日本の農業を引っ張っていく牽引者となるのは果たして兼業農家だろうかという、やっぱり疑問があるのです。というのは、ある一定の規模とある一定の経営感覚を持った人がその農村の中心にいて、そこを中心としながら、様々な多様な関係の人がかかわって、あるいは農村・農業をもっていくのだと思っています。その軸となる、牽引する、その担い手を育てていかなないことにはどうも先細りで、だんだん小さくなっていくような感じがするのです。特に今内外の情勢を見ても食料問題というのは国際的にも非常に大事な議論になっていますし、そこにも耐え得るような、きちんとした経営者を育てていく。そこには去年あたりから農の雇用問題とか、いろいろ議論になっていますが、雇用も入れてやれるような、そういう経営体をどう育てていくのかというのが、この基本法の見直しにはどうも欠けているような感じがするのです。その辺の5年後、10年後の将来の日本農業の展望について、政務官から一言どういうあれなのかお聞きしたいと思います。

鈴木部会長 もう一方ぐらいこの点についてご発言があればいただきたいと思いますが、よろしいですか。反論でもよろしいし、兼業農家も当然大事であるということもあろうかかもしれません。

では、政務官から少しコメントをいただければと思います。

佐々木政務官 この後の大きなテーマの一つ、今日の大きなテーマの一つだと思っていますし、論点整理をいずれ収斂していただくのだと思いますが、それまでにはこの点も是非時間をかけて論議をいただかなければならない点だというふうに思っています。

実は、政務三役でもこの点についてこれからまさに詰めていこうとしているテーマです。というのは、例えば担い手という言い方をしたり、認定農業者という言い方をしたり、我々は多様な担い手という言い方をさせていただいたりしておりまして、実は、きちんとしたここからここまでの人というふうになっているわけではありません。その都度使い分けていたり、あるいは認定農業者とかつて言われていたのが、今、3年前に導入された品目

横断対策のときに少し幅が広がったりしました。さらば認定農業者というところにどんなメリットがあるのかというと、これは例えばL資金を借りるといようなときに認定農業者が条件になっているといようなことがあります、しかし、銀行に行って認定農業者だからといって無条件でお金を貸してくれるわけでもありません。何か試験を取って認定農業者になったわけでもない。

そういう中で、ヨーロッパがそうでありますけれども、新しい農業基本法がヨーロッパでも10年ぐらい前に改定されたときに、特にドイツなどは家族農業を主体にするというふうに大きくかじを切り替えました。ですから、我々もそういったことと似たような思いで多様な担い手という言い方をさせていただいていますし、ヨーロッパでいうファームインなどは、あれは兼業農家の勧めだと僕は思っているのです。日本の場合は農業の外に兼業を求めたのですが、ヨーロッパの場合は農業の内側に兼業を求めていったという違いがあるだけであって、やっぱり多様なのです。

そういう意味からいうと、まさに担い手というのをどういうふうに位置付けるのかというのは、これから我々が戸別所得補償の本格実施をする上においても大変大きなテーマでありますので、是非今、例えば我々は戸別所得補償制度を本格実施していけばこれは緩やかな構造政策でもあるという言い方もさせていただいている一方、強制的に担い手に土地を集めるという政策をとったとき、それはある意味で農村の人口を何分の1かにするということを無理やりならなければいけないということにもつながるわけで、必ずしもそれがいい政策なのかどうなのかというのは疑問なわけです。ですから、そういった意味で、是非たくさんのご論議をいただきたいというふうに思います。私は、私個人の考え方で言わせていただければ、多様な人たちが支えているのだと思うし、私自身も限界集落に近いところに住んでおりますから、やっぱりこれ以上人は減らしたくないという思いの方がむしろ強いわけです。そういった意味では、多様な人たちで支えるというのは、農業もそうであり、農村もそうではないのかと思っております。

鈴木部会長 今、政務官のお考えと、それから政務三役等で今詰めていただいているという状況をお話しいただきましたが、そういう方向に向けて皆さんからのご意見も是非いろいろお聞きして、案が出てくるようにということだと思っておりますので、今の政務官からのお話を受けて、この点について、順番が違ってもかもしれませんが、少し先にご意見があれば、担い手というかどうかも含めてですけれども、どういうふうに位置付けるのか、前の基本

計画のように 40 万経営体というものが前面に出て、前はそういう人たちが非常に強調される形になっていたきらいもありますけれども、そういう形でなく、いろいろな経営体が、兼業農家も含めていろいろな役割を果たすということをしっかりと位置付けるような形がいいのか、そのあたりについて少し、せっかくですから皆さんの率直なご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員 これまでずっといろいろな議論も入らせてもらったのですが、今申し上げましたのは、担い手なり、あるいは経営体なり、それから、多様な担い手というのか、認定農業者という、基盤法に基づいたそういうようなこともあります、いろいろあるのです。あるのですが、これから自給率 50 % はほぼ大きな柱だと。これについて異論を挟む方々は政治の世界でも一般の私の世界でもあまりないという状況の中で、では、国民にどう支えてもらうかといったときに、大変な財政的な支えがないと多分、そう右から左に成就できるものではないだろう。こういうふうに想定いたしますと、これから支える農業界なり、あるいは地方なり、こういうところにどういうイメージがあるのだということが国民の皆さんに伝わらないと、それは持続的な戦略が組めないのではないかと、こういうふうな思いがありまして、是非基本計画の 5 年、10 年の計画を立てるときには、国民の皆さんに支援をいただくという観点からも、こういうところを目指すのだと、こういうふうなんだという姿が示されないと納得されないのではないかと、こういう思いなんです。だから、どうしても議論なり検討は避けて通れないのではないかと。こういう思いから申し上げていますので、是非その点について、政務三役のご理解を賜りたい、このようにお願いいたします。

茂木委員 今の農業の戸別補償、これにつきましては、私はお米につきましては非常にいい方法ではないのかなと、私はこんなふうに思っています。と申しますのは、私の地元の農協のことで恐縮でございますが、生産販売約 200 億円でございます。このうちお米は約 30 億切っております。野菜は 100 億でございます。ところが、野菜でうちの農協の組合員数はすべて入れますと 3 万 3,000 ほどおります。このうちの正組合員は 2 万 3,000 でございます。野菜を栽培するのが 2,700 名で約 100 億の生産を上げます。お米は 1 万 3,000 名が携わっております。しかし、30 億切っております。しかしながら、お米の生産につきましては、やはり中小大、それから兼業、これがありませんと地域の中では川の水の管理から何から、すべての皆さんで携わっていきませんと大だけではやっていけないという、

地域農業はそういう関係がございます。今の私どもの地域の中では4月の第一日曜日、これは河川の瀬水洗い、そして道普請、こうすることで全員が一斉に出てこれをやりまして、その後水の管理とかいろいろ、7月いっぱいまでは水の当番も全部決めまして、これも中小大、兼業、すべてが当番で当たる。こういうことをして、お米に関しては何としましても全員参加でないとなかなか中山間地では生産ができていかない。しかしながら、今回の戸別所得政策につきましては、農業者の評価が半々に分かれております。このままいきますと大農家の米につきましてはどうもしわ寄せがいくのではないかと、そういう懸念は持っております。お米に関しては今の方法はベターなのかなというふうには思っております。しかしながら、今言いましたように大農にこれがある程度しわ寄せがいつてしまうのか。そうするとちょっと困るな、こんなふうには思っておりますので、どうかその点またひとつよろしく願いしたい、こんなふうに思います。

深川委員 最初に多様な連携軸のお話をするのかと思っていたら大きな方に話がいつてしまったので、ただ、これは非常に兼業とか、専業と深くかかわってくる話だと思うのです。この多様性を軸としていくというのは一つの肯定的な方向だと思いますので、今までのような全くこういう多様性がなくてやってきた農政をベースに出発点として、こういう兼業、専業という軸で分けることが果たして適切かということを考えるべきだと思うのです。だれが農業の主たる担い手であるべきかという議論からすると、ハードコアとして農業を担っていく人たち、それから兼業あるいは違うビジネスの中から農業にかかわっていく人たち、こういう分け方が恐らく多様性を軸として考えていった場合合理的ではないかと思える面があります。ハードコアになっていく人たちは、端的に言うと生産性が高い人たち、競争力がある人たち、これをベースから落せないと思います。そうでないのだけれども、農業にかかわっている人たちで本当に困っている方たちは多様なところから支えて救っていける農業の生産性があれば、その層はそれで救っていただけますし、本当にそれでも困っている方たちというのは、もうはっきり言ってほとんどソーシャルセーフティネットの世界でお考えになった方がよほどすっきりするし、納税者としても納得できる部分というのがあると思います。どうやっても農業のサステナビリティがないところを無理に農業政策の一環として支えると、かえって矛盾というのが累積するように思いますし、そのコストというのは膨大なものになる可能性があるため、財政が無限に豊かならどんなことでもやったらいいと思いますが、とてもではないですけれどもそんなことを言ってい

る場合ではないので、そういうハードコア、何がハードコアで、何がハードコアでないのかという分け方に、あまり今までの農政はこうだったからということではなく立つことが必要ではないかなと思っています。

それから、もう一つは国民にとって、私たちもシンポジウムとか携わっていくわけなのですけれども、大きなピクチャー、マトリックスをつくれるようなイメージ図、つまり地域でやること、こういう連携軸の非常に細かいいいアイデアが出てきています。地域ならではのいいアイデアがあるところもあります。これはこれで地域で活用していったらいいと思うんですけれども、もう一つの問題は、これをいかに標準化して全国標準モデルとしてもっとほかの人たちに広げていけるかという、全国化のレベルというのはあるわけです。

それから、恐らく政策も地域の行政、地域のコミュニティがかかわれることと、全国レベルでやらなければいけない話は当然あると思います。特に欠けがちなのは、全国レベルでは特に国際の基軸というのを忘れていただくと、しばしば欠落するのですけれども、もう既にかんりの被害が出てきているわけです。例えばこういう地域で出ているたくさんのいいアイデアがありますけれども、これはいろいろなところでもうどんどんコピーされているのです。これが日本のアイデアではなくて、他国のアイデアとして自由貿易協定とともに連動して実施されて、知財はそちらにいつてしまうのです。だから、そういうビジネスモデルをまず守らなければいけないのです。そういうところというのは地域の方に言っても、それは外国の法律とかビジネス登録の制度とか、知るわけがないです。そういうのはまとめて面倒を見ていくようなレベルのことを全国でやらないと、どんどんとられていってしまうということに危機意識を持たなければいけないと思います。

それから、最後に今回消費者と生産者という伝統的な軸でいろいろな連携軸がまだ出てきていると思うのですけれども、世界のレベルでいくと、もっとどんどんいろいろなことが農業にかかわるようになってきているのだと思うのです。例えば最近日本の保険会社がタイの農民に天候保険を売っていく話というのが報道されていましたが、世界の中でいくと天候デリバティブを使ってリスクを減らしていくというのはもう大きいビジネスモデルです。そうすると、生産者と消費者だけ考えていてはだめで、金融の機関の人たちも携わらなければいけないということなので、広がりはずっと大きくなっていくわけです。そういうことを考えると、今後の中で国民が納得していくためには、政治主導とおっしゃるからには、今まで役所の中に落ちてしまう分野というのはありますから、全体をコーデ

ィネートしていく役というのはやっぱり政治にやっていただかないと、これだけ大きな構造転換期というのは乗り切れないかなと思います。

鈴木部会長 最初にお話しいただいた点は、前から議論になっています産業政策として支える部分と、それから社会政策的に支える部分を少し整理した方が財政も効率的だし、国民にも分かりやすいのではないかというふうな指摘があるかと思いますが、それから連携軸につきましてもいろいろとご示唆いただきました。今連携軸の話についても話題が移っていますので、それを含めて、今の点も関連して、ほかの委員からももう少しご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

茂木委員 先ほどは続きという話でさせていただきましたので、今度は連携軸につきまして若干申し上げたいと思います。「農」を支える多様な連携軸の構築、これは私も非常に大事だと、重要だと、こんなふうに思っております。私ども常にJAグループの話が出て恐縮であります、以前から地域の学校でありますとか、それから病院、あるいは様々なところへ配食のサービス等々もいたしております。資料の中で取り上げている事例はまだまだ点だというふうに、こんなふうに思っておりますが、これを面の取組ということに書いてございましたが、広げるためには多くの課題等があると思うわけでございます。私の経験からしますと、こういうものを出していくには、安心と安全、これが最大の売り物でありまして、これをなくしたら全然だめになる、こんなふうに思っております。いかに受け入れていただけるかというのは最小限安心と安全、これが非常に強いニーズになっておりまして、これだけは最低生産者としてクリアできませんとなかなかうまく地域にこういう仕事をしていられない、こういうことでございます。しかしながら、この安心・安全を定着させるというのも非常に難しいわけでございます。人間どうしてもちょっと気を抜きますとすぐいろいろな面が出てきます。私どものところも県下で大体口を酸っぱくして言っているのですが、一度か二度はどうしても、これはドリフトでありますとか、農薬のタンクの洗いの仕方が悪かったという、この単純なミスなのですが、必ず残留農薬の問題で1年に二度ぐらいは出てくるわけです。これを生産者にクリアさせていくためには、はっきりなしにこのことにつきましては啓蒙運動をしたり、講習を開いたりという、非常に時間と手間もかかるわけではありますが、何としましてもここだけはクリアしていきませんと、最低地域どころではなくて、県全体の消費地にも影響がしてくるわけです。信用問題という中で、大変大きな課題だと、こんなふうに思っております。そんな関係から、組織

を挙げまして、この問題につきましては常に取組を図っているという、こんなこともしているわけでございます。

そしてまた、残留農薬等々の問題が出ましたときは、常にすべて回収、廃棄でございますから、これに対する対策、これも大変必要でありまして、私どもの県ではこれもやっております。去年も二度ばかり大きな件が出ましたが、これもすべて市場から回収をし、すべて廃棄をするというようなことで、保障もすべてしてきました。これは事故に対する資金対策、このこともしておかなければなかなかできないわけでありまして、このこともしやっております。是非これも農業の基本計画の中におきまして、こういう問題についても少し資金的な政策的な面でひとつ政策を出していただければ、こんなふうに思っておりますので、どうかひとつよろしく願いしたいなと思っております。

今申し上げましたように、この多様な連携の取組を進めるためには、これを支える、支援する政策が大変必要だと、それが安全・安心を担保させる仕組みになっていく、こういうふうに思っておりますので、どうかひとつよろしく願い申し上げます。また、次のことにつきましては後ほどまた提言させていただきます。

荒蒔委員 今日ご説明いただいた多様な連携軸の構築、これは具体的にいくつかの非常に分かりやすい例、思い切った例が出ているわけで、これから推進していくということが原則なのだろうというふうに思います。

先ほど数名の委員の方から本質論の話が出ているわけですが、今日いただいている資料の指摘事項の中にほとんど皆入っている話なので、最終的にどう詰めるか、どう時間配分していくのか、その辺について部会長にこんなことを言っては申しわけないですが、どういうふうに進められるおつもりなのか、お伺いしたいのですけれども。

鈴木部会長 その点については後でコメントをいただくことにして、まず三村委員からご意見もいただいてから。

三村委員 今日の最初のテーマである多様な連携軸のところの話なのですが、非常におもしろいし、いい話題がたくさん出ていると思っております。私自身も参加してみたいなという話は随分あるのですが、先ほどのご説明の中におきまして、点と面というのがなかなかつながらない。それは一体なぜだろうかというところが、恐らく一番大きな問題だろうと思っております。

一つは、例えば私などは鳴子の米プロジェクト、非常におもしろいと思ったりしている

のですが、マーケティング的にいうと、これは一種のニッチャー型の方法論です。ですから、これはいろいろなところで一般化されると、むしろ独自性が失われていく。そういう意味からすると、紹介されている話の中には一種の独自性とか希少性という点でうまくいっている事例が多いということでもありますので、これを普遍化すると、結果としてそれぞれの価値が薄まっていく可能性があるという感じがいたします。

しかし、先ほど深川委員がおっしゃったこと、非常にいいご指摘でもあったのですが、共通基盤として国産品の消費振興とか、あるいは供給と需要を一体化させるための大きな仕組みがあっただろう。その中で様々なニッチャー的な試み、工夫と独創性のある活動がいろいろ星のように輝いているみたいな形ができ上がっていくのがいいというふうに思います。

そのときに、拝見したときに私には意外だったのですが、12 ページに国産ポイントの仕組みというのがございます。ここの審議会で何度も討議されているということであったわけですが、私は最近参加したということもございまして、私は流通分野を専門としているのですが、私のアンテナに入っていなかった。それは一体なぜだろうかというところがありました。もう一つ、これは私が、例えば食品関係の小売業者とか、流通関係者という話をするにはあるのですけれども、皆さん、こういったことに関して自分たちも取組をしたいという声は出ています。そして、それがなぜつながっていかないのかと思うのです。拝見した印象では、参加している企業が大手小売業に偏り過ぎているかなと。消費者が日常的に参加しやすい仕組みにしないと普及していかないということがありますので、中小の食品スーパーとか、あるいは地元型の食品店というところまで対象を広げていく必要があります。

それから、先ほどの認知度の低さということについては二つのことが必要で、確かにテレビとかマスメディアでは、最近こういう情報が多く出ておりますのでおもしろいなというふうに見るのですが、それはあくまで散発的な刺激にしかならない。そうすると、やはり日常生活の中でとか、買い物している行動圏の中にそういう場がないと、消費者にとって購買につながらないということがあります。ですから、認知度の低さに関しては基本的には二つの方法論、つまりメディアを通して情報発信することと、消費者の日常的な購買圏の中にそれを組み込んでいくことが必要だと思えます。

農商工連携という言葉があるのですが、私は商と農との間の連携はまだ弱いと思っております。商の方もやりたいということをいろいろ聞いているのですが、どこと、どう

やればいいのかというのがわかっていないというようなことがあったりします。その間は
まだ分断状態であります。これはいろいろな形で働きかけていくと、もう少し広がりが出
てきますし、ここに示されている国産ポイントとか、フード・アクション・ニッポンとか、
いいプロジェクトがありますので、それをもう少しいろいろな形で広げていくことを積極
的におやりになっていいというのが私の意見です。

鈴木部会長 貴重なご指摘ありがとうございます。

岡本委員 岡本です。今までも何回か言わせていただいたことがあるかもしれないので
重なっていたら済みません。

消費者の立場から思うと、農林水産省というところは消費者に対して伝える道がないと
までは言いませんけれども、少ないような気がして、道が細いような気がしてなりません。
例えば食の安心とか安全の話に関しては消費者との?がりがあります。でも、それ以外の
こと、例えば農林水産業は農林水産物をとるだけではなくて、ほかの多面的機能を持って
いるというようなお話を消費者にされる方があまりないような気がしますし、その道もな
いような気がします。そういう何か伝えるルートを仕組みとして作っていただけるとあり
がたいなと思います。

2 番目です。先回のときも言わせてもらいましたが、私たちというのは、普通の人はず
まず興味を持って、それで知ろうと思って、そこで考えてから行動するという、大体のパタ
ーンがあると思います。逆に言いますと、知らないから無関心であるということも多々あ
ることだと思えます。例えば、耕作放棄地の問題などは都市の人間はほとんど知らない。
問題になっていること自体を知らない。逆に、知れば何とかしなければという人も増えて
くると思えます。都市の人口は多いです。都市以外の部分に比べたら密度も高く、たくさ
んの人が住んでいて、結構多様な考え方をする人がいらっしやいます。知ればピンと合
うところの人が何人も出てくると思うのですが、知らないばかりにそれが広がらないとい
うのがもどかしくてなりません。ですから、やっぱり私たちにも知らせてほしいと思いま
す。

3 番目ですが、いろいろないい動きが出てきてもマイナスのものとプラスに進んで
いたのがゼロ以下になってしまうようなイメージがあります。例えば、前和牛商法が話題
になりましたけれども、みんなで支えていこうという動きの中では、もうそれが悪意に利
用されてしまっている。その善意の心を悪意に利用されてしまっていると、せっかく善意
の人たちまでの芽をつみ取ってしまう。もう二度とやるものかみたいなふうになってしま

うのは困るので、マイナスのところは最低限つづいて欲しいなと思います。

それから、私は別に現場で動いたことがない人間で、とても素人なのでよくわかっていない部分はあると思うのですが、政策が大きく変わると困らないのかなというのが私の不思議な感覚です。済みません、とても変なことを言っているのかもしれませんがけれども。例えば土づくりだけでも時間がかかります。例えば牛を飼い始めたら途中でやめるわけにいかないわけですから、そういうことが急に変わってもらうと困るのではないかなと思います。逆に私たちもそういう事を伝えている立場として、昨日と今日と言っていることが違っていたら信用をなくしてしまいますし、もう二度とあの人呼ばないというようなことになると思います。変わるなら変わるで、しっかりした理由が欲しいなと思います。一方、目的がしっかりあって、これをやるためにちょっと我慢して下さいと言えば我慢はできるのですけれども、目的も分からないまま我慢しなさいと言われたらできないと思いますので、変化させる時は、その辺も考えていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

鈴木部会長 重要なご指摘ありがとうございます。知らせてほしいというか、伝えるルートが不足しているという消費者の視点からの声と、それから政策の変化が起きたときに、確かに現場ではいろいろな戸惑いもあろうかと思いますが、それをなぜここを頑張って乗り切れればこれから未来が開けるのだということについての説明が十分にあればそこは我慢できるのだと。このところこの4年間ぐらいで農政改革は3回ぐらいやっておるような状況になっていますので、現場としてもそういう意味ではしっかりとした方向性が欲しいということはあるかと思っています。

では、このあたりで先ほど今後の基本計画を詰めるに当たっての工程と申しますか、予定につきましてもご質問がありましたので、この点をまず。

大臣官房参事官 今回はこれまでの企画部会における委員の方から出されました意見及び指摘事項について、この後の議題でご議論いただきますけれども、そこでいろいろなご議論が出されるとは思いますが、基本計画の文章化作業を進めていくに当たって皆さんのご議論をそのまま集約できるというようなものもあれば、あるいは方向性をもう少し議論していただくべきものというのがあるかと思っています。おおむねこの2つかと思っていますけれども、従って、それぞれについてどのような論点があったのかというところをどこかでまとめる必要があるかなと思っていまして、今日の議論のこの次の回が今日の議論を踏まえまして基本計画の主な論点というのはこういうことですかというところをご議論いただ

ければなというのが、我々事務方としては今のところ考えているところでございます。それで議論が収斂していくということであれば、その次の回からは文章の作業というのをご議論いただければというのが事務方の考えであります。

もし引き続きよろしければ、欠席委員の平田委員からの書面コメントを。平田委員からは、議題ごとに意見をいただいていますので、まず連携のコメントを申し上げます。

自給率を高める上で国民的機運の醸成は最も重要な政策課題である。その一つの手段として多様な連携軸で支えることは極めて重要である。生産の主体は当然生産者であるが、食料生産に消費者がかかわることによって農業・農村の現状を理解するとともに、関心を持ち、農業・農村を消費者目線で支援し、消費拡大や新商品開発、新しい流通形態に向けてイノベーションが起こることを期待する。さらに消費者が農村にかかわることによって自らの余暇の有効利用や都市住民の心身の健康向上、農村観光に役立つことが期待できる。

交流事業では、農村サイドとしては農産物の直売や観光収入にメリットがあり、都市住民にはサポーターとしてイベントの企画、伝統文化の継承とともに、集客やコーディネーターとしての活躍を期待している。

いずれにしても、食料生産以外の分野を消費者目線で都市としての持ち味を発揮していただき、これまで生産者が不得手としてきた部分のサポートによって日本に新しい一次産業の形態ができ上がる。生産者への政策的支援と多様な連携軸による国民的支援システムの構築で日本の農業の平成維新が可能になる。

以上でございます。

鈴木部会長 それでは、今までのところにつきまして、佐々木政務官からコメントがございましたらお願いしたいと思います。

佐々木政務官 答え切れないというか、一緒に考えていかなければならない重要なテーマをたくさんいただいたというふうに思っています。

農業基本法を食料・農業・農村基本法に変えたとき、私は国会議員でなかったので責任逃れをするつもりはありませんが、何がまずかったのかという、あまりそういう論議をしないまま新しい基本法が作られてしまったのかなという気がします。都市住民並みの所得が、要するに農業がよくなれば農村もよくなるし、食も安全なのだというような路線で前の基本法がきていたというような気がするのです。その結果として農村が疲弊してしまったというような反省を、本当はそのときすべきだったのではないか。そんなことから言う

と、地域モデルと片方で標準化していくということとはある種両立しない場合もたくさんあるのではないかというふうに思っています。もともとこの国には身土不二という言葉があったり、だれかに祭はボーナスだというふうに言われましたが、農村というのはそういうものも渾然一体となって産業と集落とコミュニティみたいなものが全部一緒になって動いているもので、ここからが産業です、ここからがコミュニティですと切り分けられないというところに農村というものがあるのだと思うのです。それが今度の場合では今日の一つのテーマでもあります多面的な評価というものをどうやって国民の皆さんと一緒にそれを醸成していった、もしそれが評価されるのであればその対価というものをどうするのかというようなところに本当は論議がいただければよりいいかなというふうに思っております。

もう一つは、先ほどエコポイントの話、安心・安全の伝え方の問題などが出ていたのですが、ご指摘いただいたとおり、前政権から引き継いだ政策の中にエコポイントというのがあるのですけれども、この制度ができたおかげでまちの電気屋さんはお客さんが減ってしまったという話があるのです。ポイントといわれた途端に小さな店ではやっていないのではないかという勘違いを消費者がしてしまって、量販店に全部いってしまうということです。小さな店の人たちが、そこはちゃんと宣伝をして欲しいということを環境省の方に伝えているところですが、そういう意味で、広い意味での安心・安全の伝え方というのは非常に重要だと思うのです。そういう意味では、今日このことを論議いただく中で、国民の皆さんと一緒に農村の持っている多面的な機能を論議していただいたり、あるいは安心・安全というものをどういう仕組みの中で伝えていくのかということを考えていかなければいけないなということも、今私も感じさせていただきました。

もう一つは、この前も申し上げたかもしれないのですが、農村というもののステータスみたいなものがまだちょっと、ヨーロッパなどから比べると必ずしも高くないと思うのです。例えばヨーロッパではフットパスというのに参加をするということを、都市の住民が農村を歩くだけなのですから、非常に喜んで参加をする。あるいはグランドワークといって、都市と農村の間にお互いに出てきて作業をし合って、その間をきれいにしていこう、あるいは健全にしていこうなどという作業にみんなが参加をするというような、農村に対するステータスが少し違うのかもしれない。そんなことも実は今日のこの多様な連携軸の中で、もし皆さん方のいろいろなご意見を是非参考にさせていただきたいというふう

に思っております。

それと、危機管理と説明責任、我々政治家がいつも責められる、その言葉を聞くと少しどきっとする場合もあるのですが、この危機管理と説明責任というのは、我々に常について回る話であります。危機管理も事前の危機管理と事後の危機管理と両方あって、先ほど茂木委員からご指摘をいただきましたが、事前に起こさないようなマニュアルなどをきちんとしておく。起きたときにすぐ信用を回復できるようなシステムをどう作るのかという、両面必要な時代を迎えているのではないかなというふうに思っております。

政策変更は、本来は常にあるのですけれども、農家の皆さん方の懐状態とか農村の状況によってそれほど極端な転換というのはなかなかできないものだと思います。我々が戸別所得補償をやったからといって別にそんなに大きく変わったわけではないのです。出し方の発想というか、理念が変わったというだけで、農家の人たちがいただくお金がそれほど大きく変わるわけでもなくて、ただどういう理屈で出すかということについては変わったというふうに思っておりますが、ただその理念はきちんと説明をしなければいけない。それは、先ほど申し上げましたけれども、緩やかな構造政策と農業の経営と両方の面からこういう政策の方がいいのではないかということで、我々はそこへ、モデルとしてですけれども、踏み込んだというようなことですので、おっしゃられるとおり、確かに消費者に食の安全以外のところでどれだけ説明しているのだといわれたらかなり少ないのかなという気がしております。是非そのことは、今日のもう一つの多様な連携軸の大きなテーマだというふうに思っていますので、いろいろご指摘いただければというふうに思います。

鈴木部会長 それでは、今の政務官のお話も受けまして、先ほど森野委員もご意見があると思いますが、今、お願いします。

森野委員 ちょっと間があいてしまったんですが、イロ八みたいな話なんですが、私は基本的にこの連携の施策そのものについては多いに進めていただきたいと思いますし、今回は非常にたくさんの具体的な例を集めてくださって、大変勉強になると思います。

基本的なことなのですが、最近最初の 30 分ぐらいで退席してしまうものですから簡単にしか申し上げなかったのですが、新しい連携のビジネスモデルを作ることについては大賛成なのですが、六次産業という言葉について私はずっと違和感を覚えているというふうに以前申し上げたことがあります。六次産業についてはかなりこの言葉が浸透してきているので、あえてそれについては異を唱えないことにします。しかし、一つだけ質問をさせ

ていただきたいのは、それでは四次産業、五次産業というのは何なのかというのを教えていただきたいというのが一つです。

それから、連携をするときに、生産者と消費者という区分けの仕方もあるのですが、もう少し重要なのは、農家、一次産業としての農産物がよりたくさん売れて稼げるようになるには、やはり大都市の消費地とどう結びつけるかというところ、これがやはりどうもかぎだろうと、私自身は考えています。ところが、今回の事例というのは地域の中での消費者と生産者という、そういう事例が大半なので、大消費地と生産者を結びつけるような、そういうアイデア、事例というのがもう少し掘り起こせないものかなと思います。

具体的に私の知っている事例を一つ申し上げますと、例えば福井県の大野市、越前大野です。ここは東京都の板橋区の大山商店街、これはハッピーロード大山というのは東京の中でも極めて活性化している商店街ですが、そこにアンテナショップを作っています。そういうふうな新しい動きが出てきているわけですから、地方の産地と大消費地を結びつける新しい連携の仕方ということをお考えになったらいかがかなと思います。

最後に、農商工連携よりももう一歩進めてお考えになっていただきたい例として、実は先週末愛知県の施設園芸の盛んなところに行ってきましたのですが、ここはかなりハウスでいろいろなものを作っています。そこでの室温管理の様々なデータを集約して、そういった基礎的な空調管理のようなノウハウをもう少し地域全体で共有することをすれば新規参入者も増えるというようなことを地元の農政課長さんがおっしゃっていたのですが、そういったときに何が必要かということ、これから最近ときたま新聞にも出るようになったスマートグリッドという、いわゆる次世代送電網です。要するに電力エネルギーを供給するのと、使われている方の消費状況の推進を逆に一元的に集約する。そういうようなスマートグリッドを使いながら地域の生育条件に合ったような空調の情報を共有していく。そういうようなことがこれからの新しい連携の中では重要なかぎになってくるのだらうと思います。ですから、古典的な農商工連携もいいのですが、もう少し新しい今の温暖化対策などにも寄与するような技術と農業のより付加価値を高めるようなものと、そういうものを連携させるような新しい仕組みを是非もう少し議論を深めていっていただきたいなと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

鈴木部会長 貴重なご指摘ありがとうございます。質問としても四次産業化、五次産業化というのはどういう位置付けになるのかという点がございましたが、この点については

どなたか。

佐々木政務官 当然ないということをご存じで質問をしていただいたのだというふうに思いますが、我々は、四、五年前からこれに取り組んできたのですが、六次産業というものが存在するということではなくて、六次産業化しようということで、六次産業化という言い方をずっとさせていただいているのですが、言うまでもなく1と2と3を足したということでありましてけれども、その発想が安易過ぎるとご指摘をいただくのかもしれませんが、四次や五次は、もちろんそういう意味ではなくて、産業化しよう、農村をそういうふうにしようということでこういうネーミングを付けさせていただいているということでございます。

それから、農商工連携のお話がありましたけれども、そのほかにもいろいろな法律があって、地域でいわゆる過疎地といわれるようなところで補助率をかさ上げするとか、そういったような形の法律があるのですが、しかし、その法律だけで農村が元気になるとはとても思えないという、そのすき間をどうやって埋めていくのかということのために、もう一つ六次産業化法という法律を今準備しています。例えば農商工連携法、それから山村振興法、過疎法、離島法というふうにあっても、どこにも引っかけられない、あるいはその法律だけでは救い切れないというようなところをもう一つ包括的に救っていく方法がないか。加えて、そこにできればワン・ストップ・サービスができるような仕組みをつくっていくということになれば、先ほど商業の方からのアプローチはあるけれども、農業の方はなかなか大変というようなお話もありましたが、その両方であればいいわけで、そういった意味では農にもその窓口があり、農商工連携は今どちらかというところと経産省が主に主管しておりますから、そこの連携がもっとうまくいくのではないかとというようなところも今併せて検討させていただいております。

森野委員 私は決して言葉尻をとらえて言っているのではなくて、申し上げたいのは、先週私が行ったのは愛知県の田原市というところなのですが、ここは就業人口の3分の1が一次産業で、3分の1が製造業で、3分の1が第三次産業という、そういうまちなのです。例えば伊良湖岬のホテルに泊まった人が帰りにそのイチゴの農園でイチゴ狩りをして、それから車で行くと、今の季節ですとキャベツとかブロッコリーを買って帰るといって、そういう一次産業と三次産業が一緒になってうまく連携をしているのですが、そういうような、全部含めて六次産業なのですけれども、一次産業と三次産業のうまい連携の仕

方もありますし、そういうふうな多様な連携をお考えになっていただきたいというのが趣旨で、必ずしも言葉尻をとらえて、これは定義がどうかということよりも、むしろそちらの方を申し上げたかったという趣旨だとご理解いただければと思います。

鈴木部会長 ご趣旨よく分かりました。

玉沖委員 連携ということと、この資料の中で多くテーマに上げられている人ということについて、お話をさせていただきたいと思います。まず、連携というテーマと人、人材や人材育成というところについて、成果を見るのに非常に時間がかかるので、今まで農水省では優先順位を少し下げられがちであったのではないのかなという印象を持っております。と申しますのは、他省庁でいろいろな事業の企画公募型の、地域の皆さんが官民を問わず事業費の申請として応募をしてこられるものの審査員をよくやらせていただくのですが、そのときに、この企画公募は農水省のだったかとうっかり勘違いするぐらい、農業のテーマについてここ3年間ぐらい非常に上げてこられる、案件として農業をテーマにされたものが非常に多いです。さらに、その中で地域の皆さんが望んでおられることとして、キーワードとして非常に印象に残っておりますのが、産業間連携についての希望が非常に多い。異なる立場の人と手を結んでいきたい。理解し合っていきたいというような事業、そして人材育成、これはだれかをということもあるのですが、主体者が企画応募してこられるわけですので、自分たちの力をより磨きたいということを非常に企画の希望を出してこられています。ということは、他省庁の事業によって、それでも国民としてはいいのですけれども、農業分野の振興も随分そこが支えてきているというふうに考えると、この連携ということや人ということについては、農水省で大きく欠けている2点ではないのかなという印象を、大変厳しいことを申し上げるようですが、感じております。

特に連携についても、一見こんなふうに事例をたくさん挙げていただいていると、地域や人の努力で自然発生的に生まれてきて進んでいるかのように思えるのですけれども、ここの中のいくつか私もアドバイザーをさせていただいて多回数訪問させていただいている事例も含まれているのですが、これも公的セクターがかかわることになってから大きく前進したものがたくさんございます。それは必ずしも巨大な予算だけではなくて、アドバイスをするとか、知恵を少し授けるとか、みんなでPR、紹介し合うとか、そういったようなことも含めて公的セクターがかかわることによって、連携だったり、地域の取組が前進しているということが非常に多くございます。なので、そのところはもう少し農水省

でも目を向けてケアをすることによって、また違う成果が作り上げられるのではないかと感じております。

そして、最後に人に関するところなのですが、どうもいろいろな、これは都道府県庁の方とお話をさせていただいていても同じことなのですが、人材育成という言葉に、受け取られる方それぞれ違うイメージを持たれていて、さらにあまりイメージがよくない印象を持っています。なので、人材育成というと効果が出づらいとか、どんなふうにお金が使われたか分からないという話題に及びがちなのですが、人に力をつけることと置き換えれば必要不可欠なのではないかと思えます。なので、例えば地域のいろいろな農業の振興も代わりにやってあげた方がよほど楽と思うこともあるのですが、そこに住んでいる人たちができるようにならなければ本当の地域の力に代わっていきませんので、とすると、おのずとやり方が変わってくるはずなのです。人材育成についても、何か集まって集合型の講座形式だったり、アドバイザーを一人派遣するにとどまったりということがどうやら公的事業では主流になっているようなのですけれども、そこを集合学習と個別指導を組み合わせるとか、アドバイザーについてもチームを組んで六、七名で派遣をするとか、実際私は今こういうことをやっているのですけれども、そうすると成果の上がり方が確実に変わってまいります。今までも何度かご紹介させていただいた事例で、三重県の農業関係の三重ブランドアカデミーの事業などは、視察に行かれた県が次年度早速2つの県が主要策として掲げておられますし、数県のところが検討に入られております。そんなふうには、やり方を工夫すれば人材育成で農業振興の成果が上げられるという、そういったことにも目を向けて、今後今までにない取組をしていくわけですから、六次産業化などは特にそうだと思いますので、具体的で力のある施策を掲げて、ちゃんと国民がそこに一緒に取り組んでいきたいとか、寄り添っていきたいと思えるようなものを次の新しい政策で打ち出すといえますか、ちゃんと掲げていただきたいというふうに希望いたします。

以上でございます。

鈴木部会長 貴重なご指摘ありがとうございます。

藤岡委員 様々な意見が出ましたので、先ほどの話とちょっとかぶる面もありますけれども、多様な担い手ということで、もちろんその中には様々な家族農業も生産法人も、あるいは集落営農も様々なものが入るかと思えます。この「農」を支える多様な連携軸の構築という、ここに出ていますけれども、これは確かに昔の農業、農村はみんなこうだったの

だと思えます。それがだんだん人がいなくなって、農業が集約化されて、今の現状になっているかと思えます。これは決して新しいことでもなくて、非常にいいことで、これは昔はみんなこうだったのではないかと思っています。これを見ているとNHKの明るい農村みたいな雰囲気、非常にいいのです。しかし、それが、さっきも言いましたけれども、さっき政務官はフランスの例も出しましたけれども、もちろんフランスとかドイツ、ヨーロッパの方というのは農業に対するステータスが高いのだと思えます。いろいろファームインとかやられて、私も行ったことがありますけれども、農家、農業をやっている人方のプライドも高いし、非常にいいのだと思えますけれども、でも、あのフランスでさえ国家の食料のみなもとをなしているのは、あれがすべてではないのだと思っています。やはりある一定の規模の面積をやって、それが国の食料の根幹をなしているのだと思えます。そういう意味で、日本は面積的にはヨーロッパとは比べ物にはなりませんけれども、ここ10年ぐらいの間にそれ相当の面積が集約されて、家族農業の大規模あるいは法人化、特に政務官の出身の北海道辺りを見ますと、それ相当の面積をやっているわけです。これは日本の産業構造も同じで、大企業というのはほんの数%で、ほとんどが中小零細企業なわけで、これは農業でもいえるのだと思えます。大規模経営というのはほんの数%で、ほとんどが零細、兼業農家だと思えますが、将来根幹をなしていくのは、ある一定の規模を持った、家族農業であっても専業、そして法人経営あたりとか集落営農あたりが中心になって引っ張っていく政策がないと、今の若い人たちがこれから農業をやるといったときにみんな兼業で家族仲良くという、そこに入っていけるのかという感じがするのです。特に去年あたりから農の雇用事業とやっていますが、あれで採択された中身を見ますと、ほとんどが法人経営なのです。家族農業とか零細農家の中に人を育てていけるぐらいのそういう余裕があるかといえば、そこはかなり難しいのではないかと思っております。

そういう意味で、もちろんこれは農村を守るという政策からいくとある一定の人数がいなければいけないし、少ない大規模だけでは農村は維持していけないという面もありますけれども、産業政策と農村政策というのは、そこにある一定の線を引いて、一方では産業としての農業も育てていくという力強い政策がないと、どうも将来不安なような感じがして、皆さんがここに書いているような美しいきれいな農村で、最後にはみんながつぶれていくような、そういう感じがしないでもないのです。従って、先ほど政務官が家族農業中心という言葉を行いましたけれども、もしそうだとすれば、今までやってきた農業政策と

180度ここで変わるのだということだと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

鈴木部会長 それでは、政務官からもう一度ご説明いただけますか。

佐々木政務官 大変重要な指摘だというふうに思っています。全然そういうつもりはありません。要するに、家族農業でもやれる政策にするというふうに転換をしたいというふうに思っております。家族農業がやれるのに法人がやれないわけがない。平均レベルより大きい人は絶対有利になる。戸別所得補償というのはそういう政策ですから、家族農業も担い手になり得るというふうにしていきたいという意味での転換はあるのかもしれませんが。

それと、全国一律でやるということは、必ずその一律よりコストが低いか、収量が多いか、品質がいいかという人は必ずそれよりもっと利益が大きくなるわけですから、我々が言う緩やかな構造政策だというのは、そういう人たちにいや応なく農地は集積をしていくことになる。ただ、1年、2年でなるといふことにはなりません、緩やかには構造政策になっていくというふうに思っておりますので、あまり急激に担い手対策をやる方がいいのかどうなのかというのは、もう少し皆さん方のご論議もいただきたいと思うのですが、私はよく言わせていただくのですが、担い手に集中させるというふうにもしやろうとした場合には、そこにいる集落が何分の一かになるということが無理にやらせるということにもつながるわけです。要するに70戸ある集落を40戸にしなければ集積はできないわけですから、それを政策的に進めていくということなのか、戸別所得補償という方式で緩やかに40戸に最終的にはなっていくということなのかというところは、先ほど申し上げた担い手の論議と深くかかわってくるころだというふうに思っています。

藤岡委員 今、戸別所得補償の話も出ましたのでお伺いします。今年から始まる戸別所得補償対策、大方の農家の人方は恐らく賛成だと思いますが、ただ、これはモデル事業ということで、来年もやるという保障はないわけですね。従って、今ある一定の規模の人たちは特に、これは今年はやるけれども、来年はどうなるのかというのは、非常にそれが心配なのです。ということは、先ほど岡本さんから出ましたけれども、農業というのは、牛にしる、米でも野菜でも何でもそうです、果樹もそうですが、1年、単年ごとに計画がころころ変わるわけではないのです。やはり5年、10年ぐらいの設備投資なりをやって、やっているわけですので、来年になったらまた戸別所得補償の内容が変わって米には出ませんよ、こうなると、では去年やったのは何なのか。ということは、農家の人方も猫の目

農政にはなれていきますので、変わるの当たり前だとは思っていますけれども、そういう、くどくなりますけれども、5年、10年先のスパンでこういう戸別所得補償を今年やったら、これは5年はやりますというぐらいの見通しがないと、農村の現場というのは非常に、1年ごとに、また来年になったら米はやめました、今度は麦、大豆に手厚くしますとか、そういう農政だと非常に現場としては困るのではないかと考えております。

鈴木部会長 私もほぼ毎日現場を歩いていますが、一、二年で変わるのではないかということについての不安が非常に強くて、8万円と言っているけれども、再来年出るのだろうか。そうしないと続けられないなというような。だから、基本計画を含めて10年後、20年後が見通せるしっかりとした、ここの部分は政策的に支える、これ以上は皆さんの努力ですよ、そういうことが明確になるかどうかというのは非常に重要だと思います。

松本委員 関連するのですけれども、以前の当企画部会でも印象で申し上げたことの繰り返しになる部分もあるのですけれども、政務官は大変大所高所から緩やかな構造政策というお言葉を使われているのですけれども、私は思い出しますと、強烈な構造政策になるのではないかと、こういうことを申し上げた経過を今思い出すのです。制度設計なり、イメージとして、全面的にだめだということを行っているわけではなくて、重厚なるフォロー体系を作らないと、今米のモデル事業を出しておられますね。それを23年度からは本格的なものに形を作り上げるといったときに、22年度と23年度のこういうタームの中では、何もそんなに問題はないのだろうと思うのですけれども、現に今農林水産省の生産費調査というものを拝見しますと、米農家の戸数で3分の2、それから生産量で3分の1、間違っているか分かりませんが、というふうに僕は記憶しているのですけれども、が、平均生産費よりは下なり、そういうウエートを占めているのです。そういう面で大変強烈な構造政策になると思うのです。しかも、海外の新興の畑作地帯とか、あるいは欧米の大規模畑作地帯、こういうところの作物転換がしやすい気候風土の農業立地のところと、東アジアの長い歴史を持ちます、等高線に一筆ごとの圃場を作り上げて、その中で水田農業をやるという、特異な世界、農耕世界の中で、現に日本国内だけ見ても明らかに政務官の地元のお隣の深川辺りの100ヘクタールの水田経営と、西の方の中山間の四国、今日はおられませんけれども、広島の三次とか、こういうところの米作地帯と明らかに越えがたきハンディがあるわけです。そのときに、日本の農政としてカラーを出すときに、やはり何らかの深みのある対応を考えておかないと、持続性のある政策展開というのは頓挫するの

ではないか、こういう危惧をするわけです。総括審議官は平屋を建てたからそのところはほかの平屋の政策を強化して補てんするのだということをおっしゃったのでそれに期待するわけでありまして、中山間とか、農地水環境とか、あるいは産業政策と福祉政策とか、あるのかもしれませんが、そういうところを中期の観点で全体的な政策構築をやるということが必要ではないか。それこそ基本計画見直しの心髄ではないか、このように思っているのを申し上げてきているということでもあります。是非ご配慮のほどお願いしたいと思います。

鈴木部会長 では、総括審議官にもご発言をいただこうかと思えます。

総括審議官 私の名前が出たので。

確かに担い手の、政務官からご指示いただいているのですが、とにかく今まではそういう人にはお金が出なかったのに出るようになった。出るようになって、かなり底支えする、そのことが強烈な構造政策というご意見がありました。少なくともそういう支えることによって今まで出なかった人はどんどんリタイアしたり、耕作放棄をしている、そこを救わなければいけない。一回救った上で、すそ野を広げて、その中からスーパースターが出てくる。そういうふうな方向にもっていこうではないかというご指示は出ているわけです。あまりにも構造政策のペースが早過ぎたがゆえに、土地も荒れ、人もいなくなる。そこは見直す必要があるのだ。その上でどういうふうな将来像を描くのかというのは、まさに今中で議論しているところです。

もう一つ考えなければいけないのは、食料自給率 50 % ということをおっしゃった場合に、だれが作るのかということも考えなければいけないので、その点の整合性をとる必要がある。例えば麦を今の倍にします。大豆を倍にします。では、だれが作るのだ。やはりそこは水田農家が作るのか、畑作農家が作るのか。水田農家はどんな人が作るのか、よく考えていく必要があると思えます。

それから、連携軸につきましては、確かに藤岡委員おっしゃったように、昔はみんなここに参加して支えていたわけです。例えば、今隣からメモも出たのですが、三重のグランドアカデミーというのは農水省から出向している職員が始めているわけですが、確かにそういう若い職員は昔のことをあまり知らない上で、そういう前提の上に新しい取組をやっているわけです。それが前提になった世代というのは、やはりそこは新しいものではなくて、政策的なテコ入れをするという感覚は確かに薄かったかもしれません。ただ、

そういうベースになるはしりの施策、例えば都市と農村の共生に耐える、その前にクラインガルテンを提唱したり、そういうものは常に農水省が先導してやってきたわけですが、今ここ3年とおっしゃいましたけれども、多分そういうところは各省がどんどん新しい取組を打ち出した。私ども連携軸ということでこの回設けさせていただいたのも、そういう反省の上に立って、これは農村では当然だったということではなくて、新しい国全体の動きを作る上で何か公的セクターといいますか、政策的に何かできることがあるのではないかとということで、改めて提起させていただいたということだろうと思います。

鈴木部会長 それでは、政務官からもお願いします。

佐々木政務官 少しだけお話をさせていただきます。人材育成のご指摘、本当にありがとうございました。そういうふうに考えればいいのだというふうに思いました。

我々の政策が変わるのかというお話がありましたが、少なくとも我々はここに踏み込んだわけですから、我々が政権の間変えるつもりはもちろんありません。できればこういう方式に全部をしていきたいというふうに思っております。それと、アジアモンスーンという地域の中であって、作物転換が難しいというご指摘がありました。この事業を始めるに当たって改めて、今頃気づいたのかとしかられるかもしれませんが、この国では240万ヘクタールぐらい、230数万ヘクタールの田んぼ、200万弱の畑、圧倒的に田んぼの方が多いのです、全体で。そして、しかも米だけが唯一自給率が100%を超えている。こういう状況なわけです。この状況を変えない限り、この国のバランスのとれた生産というのはできない。だとすると、水田をお米以外のものをつくっていただくという政策にまず取り組まないことには、何も始まらないということになるわけです。それが今度の自給率向上事業だというふうに僕は思っているのです。だから、お米にお金をつけるということももちろんあるのですけれども、お米にお金をつけるより、余ってしまう部分で何を作ってもらって、この国の自給全体をバランスのとれたものにしていくかということから始めないと、田んぼの方が多くて、しかもお米だけが100%を超えているという、この仕組みをまず直さないことには、すべてが始まらないというふうに思ってモデル事業に今年取り組んだということで、米のモデル事業というから米が中心かのような話になるんですが、自給率向上の、いわゆる転作をどうしていただくかということが実は大きな目的なわけです。そこを始めなければいけないというところではないかというふうに僕は思っております。

鈴木部会長 それでは大分時間が押してしまっていて、茂木委員、もう第2番目の話も含め

てお願いします。

茂木委員 それでは、続いて申し上げたいと思います。意見の取りまとめに関する資料の関係で申し上げたい、こんなふうに思います。今回の基本計画の目指すべき基本方向につきましては、農業所得を増大するという、ここが一番大事なことではないのか、こんなふうに思っております、これまでもたびたび申し上げてきたのですが、現場で今一番困っているのは、農業だけでは生活ができない、これが根本原因であるわけですし、農業所得が減少していることが本当に大きな原因であるわけです。こういうことであるからこそ担い手も増えない。出ない。それから放棄地が出る。ここにすべての原因があるわけですので、農業・農村の活性化には農業所得の増大が不可欠だ、こういうふうに新政权もおっしゃっておるわけですので、是非農業所得の増大という考え方や方向性をひとつ明確に打ち出していきたい、こんなふうに思います。今後の農業構造や農業経営の展望と併せまして、農業所得の増大目標の設定を是非ともしていただきたいな、こんなふうに思います。

所得を増大させるためには、一つの考え方といたしまして、前々回でしたか、企画部会でも議論させてきたわけですが、農産物の適正価格の形成ということ、これは大変必要ではないかと、私は思うのです。お米は今お茶碗に1杯 27円、これ以上下げられないわけですから、適正価格の形成と申しましょうか、これが必要ではないのかなと、私は最近つくづく思っているのです。

それから、生産者にとりましては、やはり苦労して自分で作ったもの、努力が報いられるという、そういうことが精神的な支えになるわけですし、是非とも自分にプライドが持てる職業というふうになりませんか、補償するからいいのではないかと、そういうことだけでは足り得ないものがあるわけなのです。自分の職業に誇りが持てる、そういうことにするためにも、価格の形成と申しましょうか、今野菜でも果樹でもそうなのですが、販売価格が生産コストを賄えない。コスト割れしております。それから、畜産等におきまして、物材費を割り込んできているわけですので、そんなことも考えますと、是非ともそんなことも必要なのかな、こんなふうに思いますので、お願い申し上げます。

それから、六次産業化の取組、これも大変必要だと思っておりますが、これも六次産業に取り組んでいるものは、もう十数年前から多々あるわけですので、六次産業に取り

組んでもなおかつ投資した資本に対する投資効果がないというものも多々出てきておるわけなのです。ただ六次産業をやれば、付加価値を付ければ売れるというような安易なやり方もどうなのかなと、今そんなふうに思っております。しかしながら、六次産業化は大事なことでありますので、六次産業化も是非とも取り組んでいかなければいけない、こういうふうに思っております。

そしてまた適正で安定価格の形成、これは財源問題がどうしてもついて回るわけでございまして、これも重要だなと考えております。私が言っておりますこと、非常に難しいというふうに承知をいたしておりますが、是非ともひとつよろしくお願いしたい、こんなふうに思います。

鈴木部会長 それでは、資料2につきましてもう議論が移っておりますが、それでは、藤岡委員、お願いします。

藤岡委員 先ほどの続きになりますけれども、政権が変わったということで政策が変わるといのは我々も認識しておりますが、政策が変わるときには、今までやってきた政策のどこがどう悪かったのか。それをきちんと検証して、農家に提示して欲しいのです。そうすれば農家も恐らく納得するのだと思います。ただ今までやってきたことが、何がどうなのかあいまいのまま、今度政権が変わったから政策が変わります。それが現場の人が一番戸惑っている一番の要因ではないかと思っておりますので、ここは是非農水省に、今までの政策のどこがどう間違ったのか、そこはきちんと検証してもらいたいと思っております。

鈴木部会長 それぞれ委員の方々から資料2に関連して再度強調したいこと、足りない部分、それからここはちょっとおかしいのではないかなというような点を含めて、ほかの委員からもご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

荒蒔委員 先ほどから話題になっている5年後、10年後、将来像をどう描くのかというところがいろいろなところで指摘されておりますので、戸別所得補償制度を発展する中で、それも是非しっかり詰める必要があるのではないかと思います。

それから、先ほど政務官がおっしゃったことに反論するわけではないのですが、指摘事項の3ページの3の最後にあるように、日本の水田というのはかなり整備されているし、非常な資産だと思うので、これを畑作に転換するということはある程度できるところはやってもいいのですけれども、非常に効率が悪い転換だと思うのです。ですから、米をもっとちゃんと作って、米自身が世界で競争力があるものにしていくという発想はないのか。

これも長期的展望の中で議論になるのかもしれませんが、私はそう思います。

それから、全く違うポイントなのですけれども、今回の方向性という中に食の安全・安心という言葉がキーワードとして何度か出てまいります。その中で、安心というのと安全というのをどう分けるかという議論はいろいろあるのですが、ここ数年で起きた話の中で、1つは事故米の問題があって、これは農水省がすごく苦労されて、どうして起きたのか。起きないようにするためにどういう仕組みにすればいいのかについて、かなり綿密に仕組みをつくられて、今それで動いており、仕組みとしては機能しているのかなと思います。

従って、自分たちでできないところであればどこまで自分たちでセキュアすればいいのかということ、ある程度大きな方向として出していく、今回のアウトプットの中に入れていくということが必要なのではないかと。そうしないと、要するに能書きは言っているけれども、一般国民の間で実際はみんなが分からないところそのまま通過しているというふうに見られてしまうということはあると思う。私はその辺を気にしていることとして申し上げておきます。

森野委員 今のご発言に関連して2つ申し上げたいのですが、1つは、最近近隣諸国で非常に米が消費されるようになった結果、秋葉原に来る外国人観光客が一番よく買っていくのが炊飯器なのです。日本人で近隣諸国に勤務している人間がちょっと日本に帰ってきたときに土産に欲しいと言われるのが炊飯器で、みんな電子ジャーを抱えて近隣諸国に帰っていくというような現象が起きています。ですから、お米自体を海外に輸出するのと同時に、そういった日本の米食がいいということになってくると、今度日本の電子炊飯器も非常によく売れるというような現象も起きているわけですから、そういう意味でも是非農業が基本になってほかの産業にも波及していくようになるようなものを是非考えていただきたいというのが一点です。

もう一点、これまでの議論の中であまり議論にならなかったのが、食の安全保障というのは書いてあるのですが、もう少し個々の一次産品の国際競争力を高めていくという、そのところの議論が若干不足していたのかなと思います。私がここ数年非常にびっくりするのは、牛肉が飛躍的においしくなったということは皆さん言うまでもないと思うのですが、特に九州のかんきつ類が非常に、見違えるように、革命的に最近おいしくなって、それからかんきつ類をもとにしたゼリーも本当にびっくりする。昔こんな夏ミカンからこんなゼリーができるのかと思われるぐらいのおいしい加工品もできるようになりました。そういうようなことで、国際競争力のある農業製品を作る、その観点で若干、いろいろな

議論をしている中で十分踏み込まれていなかったようなきりもありますので、是非今後の計画を立てる中で日本の農業製品の農産品の国際競争力を高めるというのを一つの大きな柱に据えていただきたいと思います。

鈴木部会長 ほかの委員もいかがでしょうか。

では、少し時間も押していますので、ここで今のご意見も踏まえて、佐々木政務官からご発言をいただけますでしょうか。

佐々木政務官 政策変更のお話があったのですけれども、おっしゃるとおり私もまず検証は必要だと。前の農基法はどこでどう検証したのかという話も申し上げたのですが、おっしゃるとおりだというふうに思います。この前に品目横断という政策が3年前に導入をされました。そのときも私は大きな転換だとは思っています。それは何が変わったかというところ、今までは一つ一つの作物ごとに価格が決められて、それに補助金が、麦なら麦に、麦の価格が決められて麦の奨励金がついて麦の補助金がついて、大豆は大豆で同じようなそういう仕組みだったものを、あれは横にならしたわけです。それはある種大転換だったと思うのです。何が転換したかということ、作物の消費者価格に上乗せしなくなったというところが転換なのです。麦に奨励金がどんどん載っていくと、最後は買うときの麦の値段が高くなるという仕組みなのです、今までは。ところが、品目横断で、農家に出しますから、単品ごとの値段に上置きはされないという仕組みに変わった。それは大転換なのです、ある意味で。今度の戸別所得補償もそういう意味では大転換です。そういう意味で同じラインです。しかし、この前の政策でもう一つ欠けていたのは、その年の努力が報われないという仕組みになってしまった、それをやったために、あまりにも固定したために。ですから、努力も報われるような仕組みが本当は入らなければなりません。畜産や何かは別にして、農家の人は1年に1回しか収穫がないわけですから。1年じゅうかけてきて、1回しか収穫しないのに、その努力が最後に出てこないということになる、そのところは直していかなければいけない。一つは財政負担型に大きく切り替えたということと、もう一つは今度の戸別所得補償ではその年の努力も何とか報われるような仕組み、まだ本格実施ではありませんから最終的に本格実施のときにきちんとしていかなければいけません。検証は、今は私が検証しただけで、では十分に全体で検証したのかと言われるともう少しきちん検証しなければいけないと思いますが、ただ、我々がこの政策を組むときには、そういう検証もしながらつくってきたと思うし、少なくとも昨年の夏の選挙のときにこのこ

とをずっと選挙というものを通じて農家の皆さん方とコミュニケーションを図ってきたとは思っております。ただ、言われるように、しっかりとした検証は必要だというふうに思います。

食の安心・安全は、何よりもこの国の法律をきちんとすることだと思うのです。自国の法律が甘いままで他国に対して物を言っている、これは迫力を持たない、あるいは適応もできないということになりますから、トータルできちんとしたものにまずしていくということを我々は是非実現をしていきたいというふうに思っておりますので、いろいろご論議をいただきたいというふうに思います。

もう一つは、食の安全保障ですけれども、まさにそのとおりです。ただ、備蓄というものをどう考えるかというのは、これから大きな論議の一つではあるのですが、米を輸出したらいいじゃないかという話も経済的にはそういう理屈もあると思うのですが、この国は圧倒的に自給が低いわけです、米以外は、10%とか20%ですから、少なくとももう少し、僕らは50%を目指したいと言っていますが、もう少し自給を上げなければ、米を売った分で結局大豆か麦を買ってくるという話になってしまいますので、もう少し上げなければいけないというふうには思います。

国際競争の中で、私が日本が強く貢献できているのは技術です。日本の技術を世界の農業の技術に貢献をして、そして、それを食料安全保障に結びつけていくということの可能性というのは十分あるし、今そういう検討も始めさせていただいておりますので、そういうことも必要なのかなというふうに思っております。

鈴木部会長 それでは、時間が押しておりますので、あと平田委員からも書面でご意見をいただいておりますが、これは今見ていただいて、しっかり踏まえていくということで、読み上げるのは省略させていただきます。次に、残りの資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

大臣官房参事官 資料の3と4につきましては、国民からのご意見・ご要望、あるいは国民的議論の実施状況でございますので、ひとつご参考にしていただければと思います。本日は資料の5、一番最後の資料ですが、それをつけてございます。これは企画部会委員にご出席いただいたシンポジウムなり討論会の概要ということでございまして、まず1月26日、仙台で行われましたシンポジウムに、これは松本委員がご出席いただいておりますけれども、その概要ですとか、あるいは1月30日、長崎において行われました公開討論

会、これは岡本委員がご出席いただいていますけれども、その概要についてご紹介させていただいております。参加いただきました委員におかれましてはありがとうございます。

それから、2点目の公開討論会につきましては、2月6日に福井で行われておりますし、今後7カ所で開催する予定でございます。あす13日は名古屋で、それからあさって日曜日には大阪で開催いたします。この後ご参加いただける委員におかれましてはひとつご検討をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

鈴木部会長 ただいまの件につきまして、既に出席された委員もおられますが、どなたかご発言ありますでしょうか。

岡本委員 私は長崎での会に出席させていただきました。参加者の募集の仕方がテレビのコマーシャルで募集していたということを聞いておりますが、そのせいだと思うのですが、とてもいろいろな方が参加されていて驚きました。普通は農林水産省が意見交換会というと、結構偏ったといったら語弊があるかもしれませんが、割と特定の方たちが集まられることが多いのですが、今回は本当に若い方、おまけに若いお父さんらしい方もいらっしゃってました。本当にたくさんの方がいらっしゃって、農業に関心を持たれているというのもうれしかったですし、そういう方が集まってくださるというのも本当にうれしかったです。

私が求められたこと、皆さんに聞かれたことというのは、企画部会でどんな話がどんなふうに話されているのかということでした。うまく伝えられたかどうか自信がないのですが、本当に意見が、例えば反対の意見があってもその両方が出ているとか、そういうようなことをちゃんと議論がなされているというようなことをお話しさせていただきました。

控室も含めてなんですが、パネリスト同士のお話が進んで、それもすごくいい効果が、次の段階に生まれてくるのではないかなと思いました。全体として本当にとても有意義だったと思います。

以上です。

鈴木部会長 明日名古屋は私がお邪魔しますので、またその後のことはお伝えできればと思います。

さて、予定の時間は既に過ぎておりますが、最後に事務局から次回の日程等についてお願いいたします。

大臣官房参事官 次回の会合につきまして、事務局としては2月の下旬に開催したいということで調整したいと考えております。委員の皆様には後日文書にてご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

鈴木部会長 司会の不手際で時間が最後押してしまいましたが、今日も大変貴重なご議論ありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。

午後5時05分 閉会